

蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称:みんなで創るわらび推進条例）案

※囲みの内側が条例の本文、囲みの外側は条例の解説となっています。

【前文】

古くから中山道の宿場町として栄え、機織りのまちとして発展してきた歴史と文化を持つ私たちのまち蕨は、人と人とのふれあいにあふれた生活のまちです。そのふれあいの中で、市民の郷土を愛する心は長年生まれ、成年式や機まつりといった全国に誇れる行事も生まれました。

こうした背景を基に、みんなで力を合わせ互いに助け合うことや、伝統ある郷土の歴史を大切にすることなどを明らかにした市民憲章を、昭和44年に制定し、地域のコミュニティを中心とした、市民参加によるまちづくりを着実に進めてきました。

また、近年は、町会をはじめとした従来の地域のコミュニティはもとより、新たに、自主的なサークルやNPOなど、特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティも生まれ、蕨のまちづくりの担い手として様々な活動を行っています。

このような蕨のまちづくりの伝統を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思える暮らしやすいまち、誰もが我がまちとして実感し生きがいを感じられるまちとするためには、全ての市民と市が、より一層まちを愛する気持ちを共有し、対等な立場からそれぞれの役割を担いまちづくりに取り組むことが大切です。

ここに、こうした市民が主役の活力あるまちを創造していくため、蕨市市民参画と協働を推進する条例（愛称 みんなで創るわらび推進条例）を制定します。

前文は、条例全体の趣旨や、条例制定に当たっての決意を表しています。

○蕨市の歴史的背景と特性

第1段落、第2段落では、蕨市の歴史的背景と特性に触れています。

私たちのまち蕨は、古くから中山道の宿場町として栄え、機織りのまちとして発展してきました。また、都心に近くコンパクトで利便性が高いとともに、昔から隣近所の交流が多い生活のまちでもあります。

こうした隣近所の交流をはじめとした人と人とのつながりを通じて、郷土を愛する心が生まれ、「自分たちのまちは自分たちで作り上げよう」という気持ちでまちづくりが進められてきました。

昭和44年には、蕨市民憲章を制定し、その後、昭和49年には市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の促進に努める」ことを市民の責務とした「蕨市コミュニティ（近隣社会）づくり推進条例」を制定しました。また、昭和63年には、長年育まれてきたコミュニティを土台とし、まちづくりへの市民参加の仕組みを取り入れた「蕨市まちづくり条例」を制定するなど、これまで、市民が主役のまちづくりを全国に先駆けて進めてきました。

○蕨市のコミュニティの変化

第3段落では、蕨市のコミュニティの変化に触れています。

近年は、少子高齢化、経済・雇用情勢の低迷、地方分権の進展など、社会・経済情勢が目まぐるしく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの変化などにより市民ニーズも多様化しています。

まちづくりの担い手として中心的な役割を果たしている町会をはじめとした従来の地域のコミュニティにおいては、参加者の固定化、高齢化が進み、市民の中には地域の一員という意識が薄れてきている傾向もありますが、平成23年3月11日の東日本大震災以降は、地域の「絆」の大切さが再認識されてきています。

また、自主的なサークルやNPO*などの特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティも様々生まれており、蕨のまちづくりの担い手としての活動を行っています。

※NPO…非営利（事業で得た収益を団体の構成員に対して分配することを目的としない）で様々な社会貢献活動を行う団体をNPOといい、そのうち法人格を取得したものをNPO法人といいます。

○市民参画・協働の必要性

第4段落では、市民参画と協働の必要性について触れています。

私たちの先輩が築き上げてきた、市民参加のまちづくりの伝統と歴史を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思える暮らしやすいまち、市民の誰もが我がまちとして実感し、地域の一員としての生きがいを感じる、安全で安心なまちを作り上げていくためには、これまで以上に、世代や性別を超えてまちづくりに取り組み、蕨を愛する気持ちを共有し、みんながお互いの役割を認め合い、地域の課題に共に取り組むための仕組みを作ることが必要です。

そのためには、市民と市が情報を共有するとともに、広く開かれた分かりやすい市政への参画の機会や手続を整えていかなければなりません。また、地域のコミュニティや、様々なテーマごとのコミュニティと市とが対等なパートナーとして協働するための仕組みが必要となります。

○条例を制定する決意

第5段落では、条例を制定する決意を表明しています。

これまで私たちが育んできた「市民参画と協働のまちづくり」を制度化することにより、蕨の誇る、市民と市が共に地域の課題を解決する力「地域力」を結集して、市民主体の活力あるまちを創造していくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、蕨市における市民参画と協働についての基本的な考え方や仕組みを定め、市民参画と協働を推進することにより、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的とします。

第1条は、この条例の目的について定めたものです。

今まで蕨市では市民参画と協働によるまちづくりに取り組んできましたが、近年では市民活動の参加者の固定化や高齢化が進むなどの課題が現れています。そのため、ここで改めて、市民参画と協働の基本原則、手続や市民と市の責務など基本となる考え方や仕組みを定め制度的な安定を図り、あらゆる世代の市民がまちづくりに参加しやすくなることを目指します。それにより、市民参画と協働をより一層進め、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的としています。

(用語の意味)

第2条 この条例に使われている用語の意味を、次のように定めます。

(1) 市民参画 市民と市が共にまちづくりを進めるために、市民が市の政策等の立案、実施、評価に際し、意見を述べ、又は提案を行うことをいいます。

(2) 協働 市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認め合い、自立した対等のパートナーとしての関係を築きながら、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力して取り組むことをいいます。

(3) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ人々と市内で活動する団体をいいます。

(4) 市 市長その他の執行機関をいいます。

(5) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関やこれに類する機関をいいます。

(6) コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった多様な組織、集団をいいます。

第2条は、この条例の中で、共通の認識を持つべき用語について定めたものです。

(1) 「市民参画」とは、市の計画や条例の策定などの政策立案から実施、評価までの各段階において、市民が参加し、意見や提案をすることをいいます。

(2) 「協働」とは、市民と市が、防犯や防災などの地域の課題や、少子高齢化などの社会的な課題の解決という共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し認め合い、対等な立場で力を合わせて取り組んでいくことをいいます。

(3) 「市民」とは、蕨市で生活し、活動している人をいい、市内に居住する人のほか、

市内で働く人、学ぶ人、さらに市内で活動する企業やNPOなどの法人、町会、市民活動団体などを指します。

(4)「市」とは、市長とその他の執行機関をいい、市長とは、市長個人のほか、市長部局（市役所の総務部、市民生活部、健康福祉部、都市整備部など）と市立病院、水道部、消防を指します。

その他の執行機関とは、地方自治法の規定により設置している委員会と委員を指します（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）。

(5)「審議会等」とは、法律や条例、要綱などに基づいた審議会、審査会、協議会、懇談会等を指します。

(6)「コミュニティ」とは、地域や共通の関心によってつながった多様な組織、集団を指します。特に、蕨市においては、蕨市民憲章制定以降、その推進のために市民と市が一体となり形成してきた各地区を単位とした地域組織をいいますが、特定の分野や課題をテーマとした組織、集団も含めています。

(基本原則)

第3条 市民と市は、次に掲げる基本原則によりまちづくりを行います。

- (1) 市は、市民参画によるまちづくりを推進します。
- (2) 市民と市は、協働によるまちづくりに取り組みます。
- (3) 市民と市は、それぞれが持っている市政や地域の課題などの情報を共有します。

第3条は、この条例の基本原則について定めたものです。

(1) は、多様化する地域の課題や市民ニーズに適切に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには市民が主体的にまちづくりに関わり、意見や提案をしていくことが重要であり、そのために、市は市民参画に基づいたまちづくりを推進していくことを定めています。

(2) は、蕨市では、これまで市民と市が一体となって、コミュニティづくりに取り組んできており、町会や市民活動団体などを中心に市民と市の連携と協力によって、住みよいまちづくりが進められていることから、これからもこの連携と協力を継続し、更に進展させていくことが大切であり、市民と市がそれぞれの役割をより明確にし、その役割を果たすとともに、お互いが確かな信頼関係の下、対等な立場で協働することにより、より良いまちづくりに取り組むことを定めています。

(3) は、市民が参画し、市民と市が確かな信頼関係の下、対等な立場で協働するために、お互いが持っている市政や地域の課題などの情報を共有していくことを定めています。

(市民の責務)

第4条 市民は、市民参画と協働によるまちづくりに主体的に関わるよう努めます。

2 市民は、市民参画と協働を行うに当たっては、特定の個人又は団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して、自らの意見と行動に責任を持ちます。

第4条は、市民の責務について定めたものです。

第1項は、市民は、自分たちの住むまちや地域などに関心を持ち、市民参画、協働によるまちづくりに自ら関わるよう努めることを定めています。

第2項は、市民が市民参画、協働を行うに当たっては、自分のため自分の団体のためではなく公益の視点を持ち、自分の意見や行動に責任を持つことを定めています。

なお、本条については、「市民の責務」以外に、「市民の役割」「市民の権利」などとして規定する案も検討されてきましたが、市民と市双方が責任を持って、共に市民参画と協働に取り組んでいくことを目指し、「責務」として定めることとしました。

(市の責務)

第5条 市は、市民に対し、市政に関する必要な情報を積極的に提供します。

2 市は、市民参画と協働の機会を設けるとともに、その仕組みの整備等必要な環境づくりに取り組みます。

3 市は、市職員の市民参画と協働に対する意識の向上に努め、市職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組みます。

第5条は、市の責務について定めたものです。

第1項は、市政についての様々な情報が市民に公開、共有されていることは、市民参画と協働に必要不可欠であることから、個人情報の取扱いに十分配慮しながら、市は積極的に市政に関する情報を市民に提供することを定めています。

第2項は、市の計画や条例の策定などの政策立案から実施、評価までの各段階において、市民参画の機会を保障し、協働の機会を設けるとともに、その実施に当たり必要な仕組みや手続を整えることを定めています。

第3項は、市が職員に対し、市民参画と協働に関する研修などを通して、行政の専門家として、市民と共にまちづくりに取り組む意識の啓発に努めることを定めています。また、市職員が積極的に地域住民との交流や市民活動などに関わり、地域の課題解決などに共に取り組むことを定めています。

なお、本条については、「市の責務」以外に、「市の役割」などとして規定する案も検討されてきましたが、市民と市双方が責任を持って、共に市民参画、協働に取り組

んでいくことを目指し、「責務」として定めることとしました。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる市の政策等（以下「対象事項」といいます。）は、次のとおりです。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(5) 市の基本的な方向を定める憲章又は宣言の制定又は改廃

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

2 市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。

- (1) 緊急を要する場合
- (2) 軽微な改定等の場合
- (3) 市に裁量の余地がない場合
- (4) 法令等により実施の基準が定められている場合
- (5) 市の機関内部の事務処理に関するものの場合

第6条から第9条までは、市民参画についての統一的な取決めを定めたものです。

第6条は、市民参画の対象について定めたものです。

第1項は、市民参画の対象となる市の政策等について定めています。

(1)の「市の基本的な政策を定める計画等」は、計画、プラン、指針など名称を問わず、市政全般又は個別行政分野についての構想や基本的事項など（総合計画、行政改革大綱、障害者福祉計画、環境基本計画、男女共同参画パートナーシッププランなど）を表したものです。

(2)の「市の基本的な制度を定める条例」は、市政全般や個別行政分野の基本的理念、制度を定めた条例（蕨市環境基本条例、蕨市まちづくり条例など）です。

(3)の「市民生活、事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」は、その条例が制定又は改廃されることに伴い、市民生活、事業活動に直接、重大な影響を与えるもの（蕨市情報公開条例、蕨市個人情報保護条例など）をいいます。

(4)の「市民に義務を課し、又は権利を制限する条例」は、市民に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものです（蕨市自転車等放置防止条例、蕨市交通安全

条例など)。なお、除外する「金銭徴収に関するもの」とは、市税、使用料、手数料など全ての金銭の徴収に関する条例を指します。

(5)「憲章又は宣言」とは、市民憲章、平和都市宣言などを指します。

(6)は、前の(1)から(5)以外でも、市民が参画することで、より効果的に政策等を進めることができるものなどを必要に応じて対象とすることを定めています。

第2項は、第1項に規定した市民参画の対象であっても、第2項のいずれかに該当する場合については、市民参画の対象事項としないことができることを定めています。

(1)は、市民参画の手續に必要な時間の経過により、政策等の効果が損なわれる場合などを指します。例としては災害への緊急対応などが考えられます。

(2)は、制度の大幅な変更又は基本的事項の変更を伴わないものを指します。例としては、法改正に伴う語句や表現の修正などが考えられます。

(3)は、内容が法令等で定められているもののほか、国や県などの統一基準や計画に基づいて策定するため、市として、市民の意見を反映する余地のないものを指します。

(4)は、本条例で定める市民参画の手續と同様の効果を持つ手續の実施基準が、法令等により定められている場合を指します。この場合、その法令等に基づき実施することになるので、本条例における市民参画の対象とはしないことを示しています。

(5)は、市が自らの責任と意思で決定すべき事項である市の内部事務を指します。例としては、職員人事や会計に関する事務処理などが考えられます。

(市民参画の手続)

第7条 市は、次に掲げる市民参画の手続のうちから、対象事項にふさわしく、かつ、効果的な手続を実施します。

- (1) 審議会等による審議
- (2) パブリック・コメント
- (3) 意向調査
- (4) 意見交換会
- (5) ワークショップ

2 市は、前項に定める市民参画の手続のうち、複数の手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の手続を実施するよう努めます。

3 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画の手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

第7条は、市民参画の手続について定めたものです。

第1項は、市民参画を行う場合、市はその政策などに意見を出しやすい最も良い手続を次の中から選ばなければならないことを定めています。

(1)は、計画や条例などを策定する過程で審議会等を設置し、会を構成する委員に審議、意見交換などを行ってもらうことで、提案や意見を聴取するものです。

(2)は、計画や条例などを策定する過程でその案を公表し、市民からの意見をいただき、その意見を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続です。

(3)は、市が市民に対して調査票を配布し、設問に回答してもらい結果を統計的に取りまとめることにより市民意識の傾向などを把握する調査(市民意識調査など)です。

(4)は、市長等が市民と共に語り合い、双方向に意見をやり取りする対話型の集会(タウンミーティング等)です。

(5)は、多様な立場の市民が参加し、自ら体験や勉強をし、意見を出し合いながら、共同作業を通じて、課題解決のための提案等を行う手続です。

第2項は、第1項で示した手続を複数用いることで、市民の意見をよりの確に反映できると認められるとき、市は市民参画の手続を複数用いるように努めることを定めています。

第3項は、第1項で示した手続以外で、より効果的な手続があると認められるとき、市はそれを積極的に用いるよう努めることを定めています。

(審議会等の公開と委員の選任)

第8条 市は、審議会等の会議の公開を推進するとともに、審議会等の委員に市民を積極的に選任するよう努めます。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、委員の構成や、他の審議会等における委員の就任状況等を勘案するよう努めます。

3 市は、市民を審議会等の委員に選任しようとするときは、原則として公募により選任する委員を含めるものとします。

第8条は、第7条第1項で示した「審議会等」について定めたものです。

第1項は、審議会等の会議は透明性を確保するために原則公開することを定めています。また、委員には、市民の意見を反映させるために、市民を積極的に選任するよう努めることを定めています。

第2項は、審議会等での議論には、意見や提案が固定化されてしまわないよう、多様な市民の意見が反映されることが望ましく、年齢構成や地域などを考慮した委員の選任に努めることを定めています。また、一人の人が複数の審議会等の委員を極端に重複して選任されることのないよう、他の審議会等における委員の就任状況についても勘案し選任するよう努めることを定めています。ただし、委員としての責任を担える市民を選任することが前提となります。

第3項は、審議会等の委員を市民から選ぶ場合は、誰でも偏りなく委員になれる機会を提供するために、原則として公募委員を含めることを定めています。ただし、法令等で委員の資格が定められている場合や、委員に専門的な知識や経験を必要とする場合、個人情報に関する事項を取り扱う場合などについてはこの限りではありません。

(住民投票)

第9条 市長は、市政に係る重要事項に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、前項に定める住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票の成立要件、投票結果の取扱いその他の必要な事項について、別に条例で定めます。

第9条は、住民投票について定めたものです。

第1項は、市長が、市全体を取り巻く大きな課題に対して、市民の意思を直接問う必要があると判断したときに、住民投票を実施することができることを定めています。

第2項は、市長が、第1項に定める住民投票を実施しようとする際には、その案件ごとに、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票の成立要件、

投票結果の取扱いなどの必要な事項を盛り込んだ住民投票の条例を市議会に提案し、住民投票を実施するか否かの判断を仰ぐことを定めています。

(協働の環境づくり)

第10条 市民と市は、お互いに情報を共有し、十分な協議を行い、協働のまちづくりに取り組むための環境づくりを進めます。

2 市は、市民が持つ特性をまちづくりにいかすことができるように、協働の機会の提供に努めます。

第10条から第13条までは、協働について定めたものです。

第10条は、協働によるまちづくりを進めるための環境づくりについて定めたものです。

第1項は、市民と市それぞれが協働に対する理解を深めながら、地域の課題等の情報を互いに共有し、十分に協議を行い、協働によるまちづくりに取り組むための環境づくりを進めることを定めています。

第2項は、市は、地域の問題解決を進めるために、市民が持つ、専門性、地域性、創造性、柔軟性などの特性をいかして行動することができるよう、協働の機会の提供に努めることを定めています。

(協働事業の提案)

第11条 市民は、協働で行う事業について、市に事業提案することができます。

2 市は、前項の規定により市民から事業提案を受けたときには、誠実に対応します。

第11条は、地域の課題や社会的な課題の解決に対して市民からの提案を基に、事業の実施に向けて力を合わせていくことを定めたものです。なお、事業提案の方法等については、第16条に基づきこの条例とは別に取決めを定めることとします。

第1項は、地域の課題解決という目的を果たすための事業を、市民から市に提案することができることを定めています。

第2項は、第1項で示した事業提案を市民から受けた場合には、市はその実施の可否の判断や実現性を高めるための検討など、責任を持って誠実に対応することを定めています。

(市民への支援)

第12条 市は、協働のまちづくりに取り組む市民に対して、その活動の支援に努めます。

第12条は、市は、協働によるまちづくりを進めるため、自分のため自分の団体のためではなく公益の視点を持って地域社会の課題解決など、自主的で非営利な社会貢献活動に取り組む市民の団体などに対して、後継者の育成や、基金を活用した助成を行うことなど必要な支援に努めることを定めています。

(コミュニティ活動の推進)

第13条 市民は、暮らしやすいまちの実現のため、自主的にコミュニティの活動に関わるとともに、地域等が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めます。

2 市は、コミュニティの活動を尊重し、地域等が抱える課題の解決に市民と協力して取り組むよう努めます。

第13条は、市民は暮らしやすいまちを実現するため、コミュニティ活動に自ら進んで関わり、地域やその他の共通の課題に対し、共に助け合いながら解決に向けて取り組むよう努めることを定めています。

第2項は、市は、コミュニティ活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう配慮するとともに、必要に応じて課題の解決に協力して取り組んでいくことを定めています。

『蕨市コミュニティ（近隣社会）づくり推進条例』では、市民の責務として、「市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の推進に努めるものとする」と定めていますが、この条例では改めて、地域のコミュニティや、特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティの活動に市民と市の双方から関わることを定めています。

(実施状況の公表)

第14条 市は、市民参画と協働の実施状況について検証を行い、その結果を市民に公表します。

第14条は、本条例を実効性のあるものにするため、市は条例に基づく市民参画と協働の活動実態や成果などを定期的に評価、検証し、その結果を市民に公表することを定めています。

(条例の見直し)

第15条 市は、社会情勢の変化や市民参画と協働の推進状況に応じ、この条例の見直しを行う場合には、この条例に掲げる市民参画と協働の精神に基づき、市民の意見を適切に反映させます。

第15条は、社会情勢の変化や、市民参画と協働の活動実態や成果などの評価、検証結果に応じて、本条例の見直しをする場合について定めています。見直しをする際には、市民と市がお互いに役割を認め合いながら、市民主体の活力あるまちづくりを進めていくという本条例の精神に基づいて、第7条に規定した市民参画の手続により、市民の意見を聞き、その意見を反映していくことを定めています。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

第16条は、この条例に定めるもの以外で、この条例の運用に関して必要な事項は、別に規則や要綱などにより定めることとしています。